

秋田市公告

令和 8 年 8 月 19 日付けで認可地縁団体である上通平成会から地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 260 条の 46 第 1 項の規定に基づき、所有する不動産について所有権の移転登記に係る公告の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 21 日

秋田市長 沼 谷 純

1 認可地縁団体

(1) 名称

上通平成会

(2) 区域

秋田市外旭川八柳二丁目 3 番 5 号、3 番 17 号、3 番 62 号、3 番 66 号、4 番 27 号（アパートを除く。）、4 番 33 号、4 番 36 号、5 番 50 号、14 番 16 号、14 番 32 号、14 番 35 号、外旭川字松崎 78 番地、85 番地 1、94 番地、99 番地、100 番地、121 番地、外旭川字四百刈 13 番地、39 番地および外旭川八幡田一丁目 11 番 32 号

(3) 主たる事務所

秋田市外旭川八柳二丁目 14 番 32 号

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

種 類	面 積	所 在 地
雑種地	295㎡	秋田市外旭川八柳三丁目 501 番 1

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称および住所

ア 氏名

別紙（省略）のとおりに記載

イ 住所

別紙（省略）のとおり

3 申請事項に関し異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人もしくはその相続人
又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和8年8月21日から同年11月21日まで

5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29条）第22条の3第2項の
規定による申出書および関係書類を秋田市市民生活部生活総務課に提出
することによる。